

## 鹿児島県立短期大学商経学会会則

- 第1条 本会は鹿児島県立短期大学商経学会と称する。
- 第2条 本会は事務所を鹿児島県立短期大学商経学科研究室におく。
- 第3条 本会は経済諸科学、法学の発展に寄与し、全員の研究の振興を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。
- 1 研究調査、資料の収集
  - 2 『商経論叢』の編集
  - 3 『学生論集』の発行
  - 4 研究会、講演会および学生ゼミナール大会の開催
  - 5 その他評議員会が適当と認めた事業
- 第5条 本会は次の会員をもって組織する。
- 1 普通会員  
鹿児島県立短期大学商経学科の教官および学生は全員加入を原則とし商経学科以外の教官で関連研究に携わるものを任意加入する。
  - 2 特別会員  
本会の発展に貢献し、本学会評議会において会員たることを認められたる者
  - 3 賛助会員  
本学の趣旨に賛同して会費を納入した者
- 第6条 普通会員は会費として、入学時にⅠ部学生は7,000円（2年分）、Ⅱ部学生は8,000円（3年分）を納めるものとする。  
ただし、教官の会費は年額5,000円とする。（平成9年4月1日施行）
- 第7条 本会は年1回定期的に評議員会を開催することができる。  
ただし、必要のある時は臨時に評議員会を開催することができる。
- 第8条 本会に次の役員をおく。役員の任期は1年とする。
- 1 会長 商経学科主任教授があたる。
  - 2 評議員 教官より5名、在校生より5名選出する。
  - 3 総務委員 評議委員の中から教官1名、学生1名を互選する。
  - 4 研究委員 "
  - 5 会計委員 "
  - 6 会計監査委員 "
  - 7 編集委員 評議員の中から教官3名を互選する。
- 第9条 本会の経費は、事業収入、寄付金および助成金をもってこれにあてる。
- 第10条 本会則の改訂は評議員会の決議によって行う。
- |           |        |         |        |
|-----------|--------|---------|--------|
| 昭和30年4月1日 | 決定     | 昭和49年3月 | 会則一部改正 |
| 昭和33年4月   | 会則一部改正 | 昭和56年4月 | 会則一部改正 |
| 昭和35年4月   | 会則一部改正 | 昭和59年6月 | 会則一部改正 |
| 昭和40年4月   | 会則一部改正 | 平成元年4月  | 会則一部改正 |
| 昭和47年4月   | 会則一部改正 | 平成9年4月  | 会則一部改正 |

## 執筆者紹介（掲載順）

高嶺欽一 本学教授  
西村貢 岐阜大学教授（前本学教授）  
斎藤悦則 本学教授  
野村俊郎 本学助教授  
疋田京子 本学講師  
三浦克人 本学助教授  
八杉哲 本学教授

### 編集委員

柳下孝義  
疋田京子

鹿児島県立短期大学商経論叢 第52号

---

2002年2月28日印刷

2002年3月1日発行

発行者 鹿児島県立短期大学  
〒890-0005 鹿児島市下伊敷一丁目52-1  
TEL(099)220-1111(代)

編集者 商経論叢編集委員会  
印刷所 (有)プリントイング三州  
〒890-0871 鹿児島市吉野町6011-6  
TEL(099)244-3334(代)

---